**『**　　　　　　　　　　　　　**』の決まり（ルール）**

（名称）

第１条　このグループの名称は、『　　　　　　　　　　　　　』といいます。

（所在地）

第２条　このグループの所在地は仙台市　　区　　町　丁目　番地　号とします。

（目的）

第３条　このグループは、することを目的としています。

（活動内容）

第４条　このグループは、前条の目的を達成するために次の活動を行います。

（1）についての活動

（2）についての活動

（3）その他、このグループの目的の達成に必要な活動

（メンバー）

第５条　このグループは、活動の目的に賛同するこどものメンバーと、そのサポートをするおとなサポーターとします。

（おとなサポーターの役割）

第６条　おとなサポーターは下記の役割を担い、それぞれ別の人が担当します。

（1）おとなサポーター責任者兼会計監査担当

このグループの責任者として、助成金の受け取りなどの各種手続きを行います。また、助成金が正しく使われているかチェックします。

（2）会計担当

このグループの助成金を管理します。

（議決機関）

第７条　このグループは、以下のことを決定するため、メンバーみんなが参加する会議を開きます。

（1）活動内容

（2）お金の使い方

（3）この会則の内容を変更すること

（4）その他、このグループの運営に必要なこと

（活動計画と予算）

第８条　このグループの活動計画は、メンバーが決めます。おとなサポーターが予算などの案を作成したときは、できるだけ早くメンバーが参加する会議で報告することとします。

（会計の期間）

第９条　このグループの会計の期間は、令和　年　月　日から翌年の令和　年　月　日までとします。

（その他）

第10条　この決まり（ルール）に書かれていないことや、その他の細かい決まりについてはメンバーみんなで話し合って決めることとします。

附　則

この決まりは、グループの発足日である令和　年　月　日から実施します。